議案第74号

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例

つくば市立保育所条例(昭和63年つくば市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(入所の保留又は制限)

第6条 市長は、正当な理由がある場合は、保育所への入所を保留し、又は制限することができる。

第8条を次のように改める。

(延長保育)

第8条 市長は、保育所に入所した児童のうち、保護者の労働時間、通勤時間等の 事情により必要と認めたものを対象に延長保育(子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。)を行う ものとする。

第9条第1項中「保育料」の次に「として当該児童1人につき、子ども・子育て

支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 延長保育を受けた児童の保護者は、保育料として当該児童1人につき、延長保育を受けた時間30分当たり150円を納付しなければならない。この場合において、延長保育を受けた時間に30分未満の端数がある場合は、これを30分とみなす。 第10条中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

保育所の入所要件の見直し並びに放課後保育の廃止及び延長保育事業の開始に伴 う保育料等を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市立保育所条例(昭和63年つくば市条例第103号)新旧対照表

- Alexida - Marida - Alexida - Alexi	
改正後	改正前
第1条—第5条 (略)	第1条—第5条 (略)
(入所の保留又は制限)	(入所の制限)
第6条 市長は、正当な理由がある場合は、保育所への入所を保留し、又は制限することができる。	第6条 前条に規定する児童が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当 該児童の入所を制限することができる。
	(1) 感染性の疾病を有するとき。
	(2) 身体上又は精神上著しい障害がある場合で、集団保育に耐えないと市長が認 めるとき。
第7条 (略)	第7条 (略)
(延長保育)	(放課後保育の実施基準等)
第8条 市長は、保育所に入所した児童のうち、保護者の労働時間、通勤時間等の事情により必要と認めたものを対象に延長保育(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。)を行うものとする。	第8条 保育所における放課後保育は、小学校低学年児童(市内の小学校に在籍する第1学年からおおむね第3学年までの者をいう。以下この項及び次条第2項第2号において同じ。)の保護者のいずれもが労働等により、放課後に当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合に行うことができる。
(保育料)	2 前項の放課後保育は、規則で定める保育所で行う。 (保育料)
第9条 保育所に入所した児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料として当該児童1人につき、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育	第9条 保育所に入所した児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による 措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料
<u>に要した費用の額</u> を納付しなければならない。	を納付しなければならない。

- 2 延長保育を受けた児童の保護者は、保育料として当該児童1人につき、延長保 育を受けた時間30分当たり150円を納付しなければならない。この場合において、 延長保育を受けた時間に30分未満の端数がある場合は、これを30分とみなす。
- 2 保育料の額は、前項に規定する児童1人につき、次に掲げる児童の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 乳児又は幼児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項 第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保 育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)
 - (2) 前条第1項の放課後保育に係る小学校低学年児童 1か月につき4,000円

(保育料の減免)

力がないと認めるときは、当該保育料の全部又は一部を免除することができる。

第11条 (以下略)

(保育料の減免)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する保護者に保育料を負担する資 第10条 市長は、前条第1項 に規定する保護者に保育料を負担する資 力がないと認めるときは、当該保育料の全部又は一部を免除することができる。 第11条 (以下略)

議案第74号

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例につい ての説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項の規定に 鑑み、事業の利用の制限に関する規定に「身体上又は精神上障害がある場合 で」とあるのは適切ではないことから、適切な内容に改正する。

②放課後保育(旧北条保育所にて実施)について、今後も実施する予定がないことから削除するとともに、令和8年4月から各公立保育所において、延長保育事業を開始するに当たり、保育料等を定める。

〇 他自治体の状況等

①かすみがうら市、龍ケ崎市 令和6年12月改正 鉾田市令和7年3月改正

※全ての自治体の保育所条例に記載されている文言ではないため、対応不要な自治体も多い。

②石岡市、牛久市、取手市、龍ケ崎市、筑西市の公立保育所等で延長保育料を徴収。市内民間保育施設では1施設を除き全施設が徴収。

〇 上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

- ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)
- ②子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1項第2号

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

- ①障害を理由とする制限条項を解消することで、障害者の権利利益を守ることができる。
- ②保護者の利便性向上、受益者負担の適正化及び民間保育施設利用者との公平性を確保することができる。